

前略、別紙内容の田交要求書、及び廻店書を
理事会宛送付致しましたので念の為御通知
申し上げます。

昭和 49年 11月 25日

法人多摩美術大学
理事 高橋満寿男殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

11-28

団交要求書

前略、昭和49年6月5日、当組合は理事長に下記の如き要求書を提出すると同時に理事各位にもそのむね御通知申し上げました。

記

要求書

前略、去る6月13日の団交における確認事項に基づき、本年度予算案の修正案を作成の上、早急に本共の要求(60%上昇)に御回答下さいとのことでしたが、二ヶ月の余を経過した今日いまだに御回答を頂いておりません。

早急に御回答下さいよう要求いたします。

昭和49年6月5日

学校法人多摩美術大学
理事長 木田清彦殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

しかしもその後さらに三ヶ月余経過した今日、いまだ御回答を頂いておりません。既に本年も年末になり、物価の上昇もさぞ甚しく、これまでの通じは許されない状態に立ちいたりました。当組合は理事会に対し12月7日迄に団交と席がれることを強く要求いたします。

昭和49年11月25日

学校法人多摩美術大学理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

要求書

昭和49年5月14日の理事会回答(本年度人件費上昇率21.9%)の当否を判断する為6月8日理事会、教員組合の団交の席上示された49年度収支見込表においては、47年度授業料値上に際して理事会が公表された「教員の待遇を一般水準に近づける」という主旨に全く反するばかりでなく、本年度春斗における一般上昇率30%をさう下回る点から首肯しがたい。したがって組合は本年度人件費上昇率60%を理事会に要求いたします。

昭和49年6月13日

学校法人多摩美術大学理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

昭和49年6月13日、理事会、教員組合の団交の席上口頭で申し入れた要求を文書にて提出いたします。

昭和49年11月25日

学校法人多摩美術大学理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

要 肉 書

1年向海外留学による大道氏の休職期間中の給与について
様々な問題が生じてあり、教員組合は教員の生活权の
確保という観点から理事会に対し下記の要向をいたします。
理事会におかれましては、次回団交にて文書をもって御回答
下さいますよう御願申上げます。

記

要向事項

I 多摩美術大学に休職に関する規則に類するものが存在するか否か。

I-a 存在するすれば 規則の名称、成立年月日

- b " 今日迄全教員に明示された理由。
- c " その規則を明示する意志の有無とその理由
- d " 過去に於てその規則を適用した事例の有無
- e " 又適用したとすれば その適用の具体例を明示する意志の有無とその理由。

I-f 存在しないとすれば 今日迄存在しないた理由。

- g " このような規則が大学にとって必要か否か
理由を付して。

II このたび大道氏の休職期間中の給与の取扱いについて具体的
な事実経過を要約すると次のとおりですが事實と相違ないか。

48年12月 「願いにより49年2月迄休職を認める。ただし
無給とする多摩美術大学」の書面が
大道氏の手元に届く。

49年8月 "無給"の理由説明が山脇氏より口頭で行われた。

49年9月 この問題が組合に提訴された。

49年10月 組合は委員長名で理事長あてに善処するよう書面で
要請した。

49年10月 山脇氏より休職期間中の給与を50%支給
と大道氏に口頭で伝わられた。

- II-a 無給と決定したのは如何なる根拠に基づくのか 理由を明示されたい。
- b 無給と決定したのは大学の如何なる組織か。
- c 無給と決定したものが 50%支給に変更された理由は何か。
- d 50%支給とは如何なる根拠に基づくのか 理由を明示されたい。
- e 50%支給と提示したのは大学の如何なる組織か。

III 教員個人の生活があひやかされている事態の責任は理事会に
あると考えますが、どのように御考へて下さいか。
又事態を善処するに当り理事会は如何に所能すべまだと
御考へて下さいか、具体的に御回答頂きたい。

昭和49年11月25日

学校法人多摩美術大学理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野 健男